

入園のしおり

〈重要事項説明書〉



川越市立仙波町保育園

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
保育園の概要・・・・・・・・・・・・・	2～3
個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・	4
災害発生時における保育園の対応・・・・・・・・	5
災害時給付金について・・・・・・・・・・・・・	6
保育園の一日・・・・・・・・・・・・・・・・	7
心と身体を育てる保育・・・・・・・・・・・・・	8～13
保育時間について・・・・・・・・・・・・・	14
入園にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	15～20
感染症について・・・・・・・・・・・・・	20～21
保育園登園届・・・・・・・・・・・・・・・・	22

は じ め に

保育園は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

川越市の保育園では、子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの実態に即した指導計画に基づき保育しています。また、保護者、地域社会及び関連機関等と力を合わせ、地域における子育てを援助していきます。

保育理念

- ・安心して子どもを預けられる保育園
- ・子どもが楽しいと思える保育園
- ・地域に開かれた保育園

保育方針

- ・子どもが安心して生活できる環境を用意し、主体的活動を保障する
- ・子どもの安全と健康を基本にして保護者の協力の下に、家庭教育を支援する
- ・地域における子育て支援を推進し、公的施設としての社会的役割を果たす

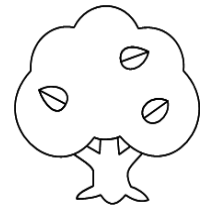
子ども像（保育目標）

- 1 いのちを大切にする子
- 2 バランスよく食べ、よく眠る子
- 3 友だちを大切にし、仲良くあそぶ子
- 4 はなしたり聞いたりする力をつけ、考えて行動できる子
- 5 創造性豊かで、物事に感動できる子



< 保育園の概要 >

昭和 25 年に菅原町保育園として開園しましたが、隣にビルが建設されることになり、仙波町に移転し「仙波町保育園」と名称を改め、昭和 61 年 10 月に開園しました。
川越駅に近く市内の中心にも関わらず、日当たりの良い広い園庭には一年中季節を感じられる大きな自慢のくすの木がそびえています。



1 園の概要

名称	川越市立仙波町保育園		
所在地	川越市仙波町 2-21-19		
認証年月日	昭和 61 年 10 月 1 日		
電話番号	049-222-2569		
施設長氏名	塩味 明恵		
入所定員	90 名		
自己評価の概要	職員による保育内容の自己評価を毎年 1 度実施し、また毎月の職員会議にて保育内容の向上に努めています。		
職員への研修実施状況	外部・園内研修を実施し、研修計画をたてて行います。		
嘱託医	内科医 黒川小児科医院 歯科医 森田歯科医院 眼科医 霞ヶ関眼科クリニック	黒川 博 医師 森田 芳和医師 山田 幸永医師	

2 施設・設備の概要

敷地	敷地全体	1,500.00 m ²	
	園庭	461.50 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート 2 階建て造り	
	延べ面積	720.59 m ²	
設備		部屋数	
乳児室（ほふく室含む）		2	たんぽぽ組（0 才児クラス）40.32m ² ちゅうりっぷ組（1 才児クラス）71.33m ²
保育室		4	さくら組（2 才児クラス）42.00m ² も も組（3 才児クラス）42.00m ² きいろ組（4 才児クラス）42.00m ² みどり組（5 才児クラス）42.00m ² 各 1 室
遊戯室（ホール）		1	87.38m ²
調理室		1	40.77m ²
事務室		1	35.00m ²

3 開園日・開園時間及び休日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30
時間外保育時間	朝 7:00～7:30 及び 夕 18:30～19:00 ＊料金がかかります。土曜日は、朝のみです。
休園日	日曜日・休日・年末年始（12/29～1/3） その他市長の認めた日（例、災害時など）

4 職員体制

令和6年度（R6,4 現在）

職名	人数	備考
園長	1	
副園長	1	
保育士	22	担任・パート保育士を含む
調理員	2	
用務員その他	7	短時間保育職員、調理補助員を含む

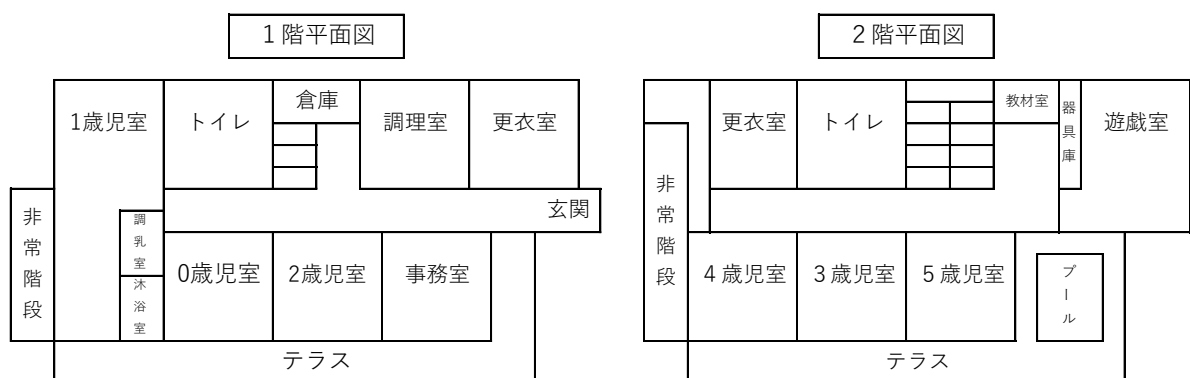
保育園は、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。開園時間内には、必ず複数の職員を配置（必要に応じて加配）しています。

5 クラス・定員等

令和6年度（R6,4 現在）

年齢	クラス名	園児数
0才児	たんぽぽ組	3人
1才児	ちゅうりっぷ組	11人
2才児	さくら組	16人
3才児	もも組	19人
4才児	きいろ組	19人
5才児	みどり組	17人

6 保育園平面図



<個人情報の取扱いについて>

保育園では、法令等に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めます。

【利用目的】

個人情報の取得に際して、利用目的を明示して本人の同意を得た上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的の範囲内で適切に利用します。

【適切な取得】

利用目的の達成に必要な範囲で、本人の同意を得た上で適正かつ適法な手段により、個人情報を取得します。

【第三者提供】

条例で定める場合や公共の利益のため必要である場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

【安全管理措置】

個人情報に関し、情報の滅失・き損および漏えい等防止のため、適切な安全措置を講じます。また、個人情報の取り組みを全職員に周知徹底するため、個人情報保護に関する規程を明確にし、重要性について教育を行います。

個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

【開示請求等】

法令等に定める開示請求手続きに関して、適正かつ迅速に対応いたします。

※ ビデオや写真撮影は利用者支援に役立つ記録としてとらえ、必要に応じて撮影を行います。

写真等の記録を望まない方は、事前・事後にかかわらず申し出ていただくことで、関係する部分の消去を行い、掲示や配布も控えさせていただきます。

※ テレビ撮影や広報等の撮影は事前に連絡して確認の上、実施します。

<苦情処理について>

川越市では、社会福祉法第82条の規定に基づいて、保育園が実施する福祉サービスに対して利用者等からの苦情を迅速かつ適切に解決するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情処理委員を設置し、苦情解決に努めます。

(川越市福祉サービス苦情解決要綱)

役割・担当	氏 名
苦情解決責任者	園 長 塩味 明恵
苦情受付担当者	副園長 望月 知美
苦情処理委員	民生委員（氏名・連絡先） おちてよしこ 表 淑子 244-4821 たかすあつこ 高栖敦子 242-4032 いもりりえこ 井守理枝子 225-7636

＜災害発生時における保育園の対応＞

1 地震、風水害などの場合

登園前	登園前に避難情報又は、特別警報が発令された場合は家庭で保育してください。
保育中	①避難情報又は、特別警報が発令された場合は、お迎えの連絡をします。 ②台風や大地震などは連絡ができない場合もありますので、状況を判断してできるだけ早く保育園に迎えにきてください。 ③保育園外に避難した場合は、玄関等に避難場所を表示しておきます。 第一避難場所 仙波町保育園 園庭 第二避難場所 仙波小学校 富士見町 4-1 ☎222-0195 ④保護者の方が交通機関、道路事情による帰宅困難者になった場合は、お迎えに来るまで保育します。 ⑤災害時用の備蓄食料を提供いたします。 ⑥災害時にはできるだけ、保護者の方から保育園に連絡を入れてください。 (保育園に連絡がつかない場合、保育課直通 224-5827)

2 情報伝達方法について

園からの情報	HOICT・電話
市（保育課）からの情報	HOICT（お知らせ）
市（保育課以外）からの情報	ホームページ
保護者からの情報	HOICT（今日の連絡）・電話

*HOICT（ホイクトと言います。）:保育 ICT システム

3 NTT 災害用伝言ダイヤル「171」について

災害用伝言ダイヤル「171」は、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う電話が増加し、被害地へ通話がつながりにくい状況になった場合に開始されるシステムです。

川越市を含む地域で大規模な災害が発生した場合は、保護者の皆様が個々に災害用伝言ダイヤルをご利用ください。

災害用伝言ダイヤル「171」について詳しくは、NTT 東日本にお問い合わせください。

<災害給付金について>

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」は、下記のとおり、保育園の管理下で園児の災害（負傷、疾病、障害等）が発生した場合、災害共済給付（治療費、障害見舞金等の支給）を保護者の皆様に対して行うものです。

保育園といたしましては、在園児全員に加入していただきたいと考えておりますので、ご同意いただき、下記の金額をご負担くださるようお願いいたします。

記

1 掛金（年額）250円（市の掛金負担もありますが、この額は保護者負担分です）

2 給付対象・給付額

（令和6年1月現在）

災害の種類	給付対象	給付金額
負傷	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費（給付金の計算方法）
疾病	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（そのうち、1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合には、自己負担額（所得区分により、限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 88万円～4,000万円 （通園中の災害の場合 44～2,000万円）

※保険外診療（差額ベッド代等）・交通費等は給付対象外です。

また、紹介状を持たずに200床以上の病院を受診した場合の特別な料金も給付対象外です。

※上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。

3 学校管理下の範囲

保育中（遠足等の園外活動を含む。）、通常の経路での登降園中

<保育園の一日>

子どもたちの一日の流れです。これらの日課はおおよその目安ですので、季節やその日の天候および子どもの様子により、無理のない保育を心がけています。

休日にはご家庭でもこの流れを参考にしてみてください。特に5つの定点（起床時間・3度の食事時間・就寝時間）を整えると子どもたちも生活リズムが作りやすいようです。

日課表

時間	0・1・2歳児クラス	3・4・5歳児クラス
7:00	時間外保育（延長保育） 〈保育料金が発生します〉	
7:30	* お子さんの様子を見ながら、できる限りゆったりとした雰囲気にながけ、合同保育でお子さんを受け入れます。	
8:30	〈クラス別保育〉 登園・健康チェック 自由遊び	〈クラス別保育〉 登園・健康チェック 自由遊び
9:00	登園児童数確認	登園児童数確認
9:30	午前おやつ	課題に基づく活動
10:00	室内や園庭での遊び・散歩など	室内や園庭での遊び・散歩など
11:00	昼 食	
11:30		昼 食
12:00	午 睡	
12:30		午 睡
13:00		
14:00		
15:00	めざめ	めざめ
15:30	おやつ	おやつ
16:00		
16:30	順次降園	順次降園
17:00	☆引き継ぎ、人数確認 この時間帯以降、クラス別から合同保育に移行します。	
18:30	時間外保育（延長保育） 〈保育料金が発生します〉	
19:00	保育終了	
19:30	* 指定園のみ保育終了	

<心と身体を育てる保育>

子どもの発達には、年齢によって育っていくみちすじがあります。

年齢区分	特 徴	大人の関わり
0 ヶ月～ 3 ヶ月頃	・五感（見る・聴く・味わう・触れる・嗅ぐ）の刺激を受け入れて発達していく ・泣くことで要求を示す	・身体の清潔を保つ ・あやす、かわいがる、肌のふれあい ・抱き上げ、ゆっくりやさしく言葉をかける
4 ヶ月～ 6 ヶ月頃	・首がすわり、寝返りをするようになる ・発声が活発になる	・身体の動きや表情、発声、喃語を優しく受けとめる。 ・抱き上げ顔をみてゆったりと語りかける。
9 ヶ月頃	・お座り、ハイハイ ・人見知りが始まる	・安全に配慮し身体を動かすたのしさを経験させる ・親と子の関わりを深め、安心させる
1 歳の頃	・よちよち歩き ・何にでも興味を示す ・身近な人と気持ちが通じ合う	・行動範囲が広がる、安全に気をつける ・子どもの欲求や興味、関心を理解し応答的に関わる。
2 歳の頃	・歩く、走る、跳ぶなどできるようになる ・言葉が出て、自分の意思を表現する ・周りの人との関りが増えてくる	・全身を使う運動や、手指を使う遊びを楽しむ ・言葉のやりとりを楽しむ ・身近な大人や友だちとふれあい、遊ぶ機会を持つ
3 歳の頃	・自己主張が多くなり、何でも自分でやりたがる ・食事、排泄、衣服の着脱など自分でできるようになってくる(自立に向かう)	・温かく見守って、自立の芽をのばす ・規則正しい生活リズムを心がける ・いろいろな遊びの中で、十分に身体を動かす
4 歳の頃	・見たがり、知りたがり、やりたがりの世界が広がる ・身の周りの事がひととおりできる ・自分の気持ちを言葉で表現するようになる	・経験した事のやりとりや会話を楽しむ ・できている事を認め、温かく見守る ・友だちとのあそびの輪を広げ、深める
5 歳の頃	・体も心もしっかりする ・友だちとの関わりが深まっていく ・自分の考えや経験した事を話し、相手の話を聞くようになる	・気持ちに寄り添い、気持ちや考えを認め、困ったときには助ける ・たくさんお話をきいてあげる

あそび

あそびは子どもたちにとって、おもしろく楽しい活動です。赤ちゃんが大人にあやされて笑うあやし遊びから、ふれあい遊びを経て幼児期に入ると、大人の模倣から、いろいろなことを身につけていきます。あそびも多様で、年齢に応じて変化していきます。

あそびを通して友だちとのかかわり方や、物をつくりだす力を身につけていきます。

◎どろんこあそび

子どもは水、砂、泥あそびが大好きです。水でのあそびに満足した子どもは、土へのあそびに変わっていきます。おだんご、プリン、ケーキ、ハンバーグなど、自分の頭の中のイメージを形で表そうという工夫するようになります。ひとりで“物をつくる”ことだけに集中していたのが、ままごとやお店やさんごっこなどのあそびに発展していきます。

4～5歳クラスになると、ダムづくり、川づくり、山づくりなどダイナミックなあそびに発展します。このようなあそびは、創造性はもとより、友だち同士の協力が必要になるので、人間として大切な自主性や社会性が育っていきます。

◎集団あそび

0歳の後半から2歳のはじめの頃には、保育士に「まてまて～」と追いかけて、うれしそうに逃げまわる子どもたちの姿がみられます。

大好きな、まてまてあそびの時期を経て、2歳児クラスから、しっぽとり、むっくりくまさん等の簡単な集団あそびが楽しめるようになります。3歳、4歳、5歳児クラスと年齢がすすむにつれて、仲間と一緒にあそびを工夫し、発展させていけるタッチおに、手つなぎおに、缶けり等のルールのあるあそびを好むようになります。

◎伝承遊び

昔から子どもたちに親しまれてきた、伝承あそびを大切に、保育に取り入れています。

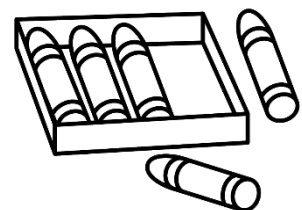
コマまわし、たこあげ、羽根つき、あやとり、お手玉、手あそび等、その時々に応じて楽しめます。

◎絵画制作

幼児期における絵は、生きた言葉ともいわれています。子どもたちは、生活の中で体験したことや、想像したことなどをイメージとして蓄え、それを画面の上に具体的な形で表現します。

その活動を通して、色彩感覚や感性をみがき、認識を深めていきます。製作はいろいろな材質の紙や空箱などを利用して作り、あそびを豊かにひろげます。

粘土は、幼児期のイメージを形にして、手の感覚や働きを育てます。



◎絵本

絵本をみたり、物語を聞いたりすることの楽しさを経験することは、子どもの成長にとって欠かすことのできないものです。1歳前後の頃は、繰り返しの言葉や大人のやさしい語りかけで、言葉を覚え、感性豊かな心が育っていきます。大きくなると、その絵本に入りこみ主人公になって「ごっこあそびの世界」へ発展していきます。

子どもの喜ぶ絵本

0 歳	いないいないばあ・おつきさまこんばんは・がたんごとんがたんごとん ころころころ・じゃあじゃあびりびり
1 歳	だるまさんが・どんどこももんちゃん・ねないこだれだ・もこもこもこ うずらちゃんのかくれんぼ・そうくんのさんぽ・きんぎょがにげた かおかおどんなかお
2 歳	三びきのやぎのがらがらどん・わにわにのおふろ・もこもこもこ だるまさんが・おおきなかぶ
3 歳	はじめてのおつかい・めっきらもっきらどおんどん・11匹きのねこ きょだいなきょだいな・おおかみと七ひきのこやぎ 三びきのやぎのがらがらどん
4 歳	おいしいのぼうけん・11匹きのねこ・ぱぱあちゃんシリーズ めっきらもっきらどおんどん・おたまじゃくしの101ちゃん
5 歳	ともだちや・はじめてのかり・じごくのそうべえ どろぼうがっこう・おいしいのぼうけん・エルマーのぼうけんシリーズ



◎うた

リズム感を育て、豊かな感性を育てます。季節や行事、おはなしのうたやわらべうた、手あそびなどいろいろな音楽を楽しみます。

リズム感がある曲が大好きで、テンポにのって気持ちをこめて、うたいます。

友だちや保育者と一緒にうたうことは、共感関係を育て、共に生きるよろこびを感じることができます。

◎散歩

四季を通して園外への散歩を多く取り入れています。カエル、バッタなどの小動物との出会い、たんぽぽ、れんげ、しろつめくさなどの草花摘み。どんぐり、松ぼっくりなどの木の実拾いなど、自然は豊かな素材を提供してくれます。

散歩先では、公園での固定遊具や「探検ごっこ」「鬼ごっこ」など友だちと体を充分つかってあそびます。

同年齢や異年齢の子と手をつないで楽しく散歩に出かけ、友だち関係を広げたり、交通ルールを身につけたりしていきます。歩くことにより血液の循環が良くなり大脳の働きも活発になります。



◎リズム運動

普通に動いていては、使わないですごしてしまう体の部分を楽しいあそびの中で使っていきます。ピアノに合わせて、手、足、腕、背、腹など全身の筋肉を動かすことによってバランスのとれた、しなやかな身体づくりをめざしています。

0歳から5歳までの子どもたちの発達の順序性を基本にして、リズム運動を積極的に取り入れています。

◎プール 水あそび

水のほどよい冷たさは、子どもの心を開放し、アヒル歩き、ワニ歩きなどを経て、水に浮く感覚をつかんでいきます。夏の間にプールあそびを十分に楽しんだ子どもたちは、自信をつけて、次の活動に意欲的に取り組んでいきます。

うす着

人間の皮膚は暑い時には汗を出して体温を下げ、寒い時には血管が縮まって体温を保ち調整する働きを持っています。

うす着の習慣をつけることは、体温調節の働きがよくなり、風邪をひきにくくし、体を丈夫にすることになるのです。子どもは大人より体温が高く、新陳代謝が盛んなので「大人より1枚少なく」がめやすです。

はだし

足のうらは全身のさまざまな神経が集まっています。はだしで活動することは、運動能力の基礎となる親指のける力を育て、足の筋肉と骨格を強くします。また、親指のつけねへの刺激は脳の発達を助けます。

足でしっかりと床や土を踏むことは、土踏まずの形成を助け、歩く、走る、登るなどの運動機能の発達を促進します。

給食について

食事は、人間が生きていくうえで非常に大切なことの1つです。楽しい雰囲気でおべられるように、味覚、色彩、バランスのとれた献立を心がけています。

- ・ 0・1・2歳児 主食（御飯・パン）と副食（おかず）がです。
（おやつは午前と午後の2回）
- ・ 3・4・5歳児 主食（御飯・パン）と副食（おかず）がです。
（おやつは午後1回）
毎日、コップ・スプーンを持ってきてください。
（年齢によっては、箸も持参します。）
- ・ 誕生会 毎月、その月生まれのこどもたちのお祝いをしますので
特別メニューになります。
- ・ お弁当の日 園外保育などに行くため、大きいクラスは、お弁当を持参する日
があります。（6・7・8月を除く）
- ・ 献立表 献立表については、保育 ICT システムのアプリにより前月末に
配信しております。
必ず使用食品をチェックし、まだ食べたことのない食品がありましたら、
保育園での提供前に家庭で摂取し、食べても問題がないか
確認をお願いします。かゆみや蕁麻疹等の異常があった場合は園へ
の報告をお願いいたします。

食物アレルギー等の対応について

食物アレルギーと診断され、除去を必要とするお子さんは保護者記入の「保育園給食除去食依頼書」と医師の「生活管理指導表」等の申請及び面談をして、アレルギー除去食での対応をしています。また、配慮を必要とする食品がある場合は、必ず事前にご相談ください。



行 事

入園を祝う会	芸術・文化に関する催し
保育懇談会（年間2～3回）	お楽しみ会
ほいくえんまつり	節分
運動会	卒園遠足（5歳児）
年長児観劇会（5歳児）	お別れ会
お月見会	卒園式（5歳児 親子）

誕生会・・・毎月、その月生まれのこどもたちのお祝いをします。
お楽しみとして、出し物を計画しています。

身体測定・・・毎月身長・体重を測定します。

避難訓練・・・毎月火災・地震等を想定した消火・避難訓練を行います。
消防士立ち合いの訓練を年1回行います。

園外保育・・・大きいクラスは、お弁当を持参して出かける日があります。
（6・7・8月を除く）

交通機関を利用して出かける場合もあります。

その場合、交通費、入園料、観劇代等の実費を保護者の方にご負担して頂きます。



※写真・動画についてのおねがい

行事の妨げにならない様に撮影して、ご家庭で楽しんで頂き、SNS等への動画や画像のデータの投稿等はしないでください。

<保育時間について>

保育必要量の認定区分により、保育を受けることが可能な時間が異なります。

◎保育標準時間認定

1 1 時間までの保育が可能です。（7時30分～18時30分）

保育標準時間認定の方は保育利用時間届出書を提出していただきます。

また、7時30分から18時30分までの時間を超える場合には、「時間外保育申請書」を提出していただく必要があり、別途保育料がかかります。

◎保育短時間認定

8時間までの保育が可能です。（8時30分～16時30分）

保護者の方の勤務時間等により、8時30分から16時30分までの時間を超えて保育を希望される場合は、「時間外保育申請書」を提出していただく必要があります。また、別途保育料がかかります。

ただし、勤務時間や通勤時間の都合により、保育時間を常時超えてしまうことが明らかな場合には、保育標準時間認定に認定区分を変更する場合がありますので、園長にご相談ください。

	7:00	7:30	8:30	16:30	17:00	18:30	19:00	19:30
(月)金	時間外保育(延長保育)	時間外保育(延長保育)	保育短時間認定の場合(8時間)	時間外保育(延長保育)	時間外保育(延長保育)	時間外保育(延長保育)	時間外保育(延長保育)	時間外保育(延長保育)高階のみ
			保育標準時間認定の場合(11時間)					

- 必ずしも最長の時間が利用できるわけではなく、現に日々の保育が必要な時間でのご利用になります。

園として、お迎え等の時間の目安を把握する必要があるため、「保育所利用時間届出書」(勤務時間+通勤時間によるお迎え時間)のご提出をお願いします。

なお、年度の途中で通勤方法や勤務時間帯などが変更となった場合には、速やかに、再提出をお願いいたします。

- 標準時間認定の方で、両親いずれかお休みの場合は、
平日の場合は、8時30分～17時00分での利用となります。

※時間外保育時間は、1日あたり 150円

月極め登録とした場合については、月額 3,000円

(月4日以上利用した場合、翌月から登録して月極めの利用をお願いします)

翌月末日(末日が休日の場合は翌営業日)に引き落としとなりますので、口座の登録、残金の確認をお願い致します。

＜入園にあたって＞

はじまり保育

入園当初は、園生活に少しずつ慣れていただくための保育（はじまり保育）があります。

子どもの様子をみながら保育時間を決めていきます。個人差がありますので園と話し合ってください。

下記の保育時間は新しく入園するお子さんを対象にした、めやすです。一日も早く園生活に慣れ、楽しく過ごせるようにご協力ください。

日程		保育時間	
		0・1・2歳	3・4・5歳
4/1(月)	1日目	9:00～10:00（おやつ）	9:00～11:00
2(火)	2日目	9:00～11:00（おやつ・食事）	9:00～12:00（食事）
3(水)	3日目	9:00～11:30（おやつ・食事）	9:00～16:00（食事・おやつ）
4(木)	4日目	9:00～15:00（おやつ・食事・おやつ）	8:30～17:00（平常保育）
5(金)	5日目	8:30～17:00（平常保育）	時間外保育（延長保育）あり
8(月)	6日目	時間外保育（延長保育）あり	

ご家庭との連絡

保育 ICT システム（「HOICT」ホイクトと言います。）のアプリをスマートフォンにインストールして、ご利用ください。

- 1 「毎日の連絡」を9時までに入力してください。（前日の 19 時過ぎから翌日の登録が可能です。）9時以後はお電話をください。
- 2 登降園の際は HOICT アプリにて打刻をお願いします。
- 3 保育園からの連絡、今日の活動を配信します。
- 4 毎月、園だより・献立表等を配信します。
- 5 ご不明な点・ご相談がありましたら、担任や事務室に声をおかけください。

送迎について

- 1 送迎は保護者の責任でお願いします。他の人に頼むときは必ず連絡してください。
- 2 決められた送迎時間を守ってください。急用ができた時は必ず連絡してください。
- 3 勤務先を離れる場合、必ず連絡先を担任にお知らせください。また、勤務先が変更した場合も連絡してください。
- 4 午前のおやつ・給食・散歩等の準備があるため、**登園は朝9時まで**にお願いします。遅刻、欠席の場合は、予め、HOICT のアプリ等により必ず9時までに連絡してください。
連絡がない場合は、確認のためお電話を入れさせていただきます。

- 5 登園の際は必ず保育士に声をかけ、連絡が済んだらすみやかにお帰りください。園庭や門の外での、保護者同士の長い立ち話は、子どもの事故につながります。
- 6 門の鍵の開閉は必ず大人がしましょう。

車での送迎について

- 1 車での送迎時は、指定された園の駐車場に駐車をお願いします。絶対に路上駐車等はないでください。
 - 2 車から離れる際は、必ずドアをロックし、車の中にお子さんを残したり、カバンや貴重品を置かないようにしましょう。
 - 3 駐車場で発生した事故やトラブルについては、園は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
 - 4 送迎が済みましたら速やかに移動をお願いします。
混雑時にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。
- ※駐車場内や保育園の周囲には、園児等がいる場合もありますので、スピードを控え、慎重に運転し、事故にご注意ください。

給食費について

- 乳幼児の食事は栄養をとること以外に心と体の基礎をつくる大切なものです。
保育園では楽しく食事ができるよう配慮しています。
- ※3歳以上児については、給食費として1ヶ月 5,200円（主食費 700円・副食費 4,500円）のご負担をお願いします。翌月末日（末日が休日の場合は翌営業日）に引き落としとなりますので、口座の登録、残金の確認をお願い致します。

入園・進級時に以下の教材費をお願いします

*全園児共通	写真（誕生会）	30円（保護者会より）
	スポーツ振興センター	250円

その他 購入するもの（個人で使用するものです）

5歳児	絵の具	1,000円程度
	はさみ	500円程度

※上記以外にも、園児が個人で使用する物品に係る実費、園外保育に係る費用等を保護者の方にご負担いただくことがあります。

下記の場合は連絡してください

- ① 住所・緊急連絡先が変わったとき
- ② 仕事・勤務先・職種が変わったとき
- ③ 家族構成や世帯状況に変更があったとき
- ④ 産休、育休、復職するとき
- ⑤ 出張・旅行などで保育園を休むとき
- ⑥ 退園するとき
- ⑦ 1ヶ月を超える長期欠席のとき

退園について

- ① 保育園の利用をやめようとする場合には、できるだけ早く保育園に連絡し、併せて、退園届を退園しようする日の10日前までに提出してください。
- ② 他市へ転居する場合は、退園となることもありますので、保育課へご相談ください。
- ③ 保育の実施期間中であっても保育の実施基準に該当しなくなった場合には、保育の実施決定を解除することもあります。（その他、保育の実施に影響があるものとして、園長が必要と認める事項が生じた場合等）

保健について

保育の基本は健康な状態のお子さんをお預かりし、保護者の方がその間、安心してお仕事等ができることをサポートすることです。保育園ではお子さんが毎日、健康で元気に過ごせるようにするために、保護者の方と保育園が十分にコミュニケーションをとり、協力しあうことが大切だと考えております。

保育園では、お子さんが、安全に集団生活が送れるように健康観察、健康指導を積極的に行っています。

1 成長・発達について

① 保育園で過ごす0～5才は身体的にも精神的にも成長の発達が著しい時期です。お子さんとの関わりを大切にしましょう。

② 成長発達には個人差があります。

何か気になることや、不安なことがありましたら些細なことでも構いませんので、職員までご相談ください。

③ 痙攣・アレルギー・その他の慢性の疾患等があるお子さんは
入園の際に必ずお知らせください。



2 体調の変化について

① 登園前にはお子さんの体調を確認してください。確認のポイントは下記の4つです。いつもの様子と違っていないか確認し、お子さんの体調が悪い時は無理をしないで、お家でゆっくり体を休めるようにしましょう。

1) 機嫌の良し悪し	2) 食欲の有無	3) 発熱の有無	4) 排便の状態
------------	----------	----------	----------

② 登園前に発熱、体調不良等で集団生活が難しいと判断される場合には、ご家庭での保育をお願いします。

③ 保育園での発熱・体調不良の場合

乳幼児は、朝元気でも日中高い熱を出したり、吐いたり、ぐったりしているなど突然体調を崩すことがあります。安静にし、水分補給などをいたします。

園での生活が難しいと判断した場合や、感染症の疑いがある場合にはご連絡をいたします。その際には速やかにお迎えをお願いします。

*連絡先は毎日明確にしておいてください。

④ 感染症に罹患した場合等については、20 ページ 6 を参考にしてください。



- ⑤ お子さんを預ける必要がある方は、「病児・病後児保育事業」を利用して頂きますようお願いします。
- ⑥ ご家庭で怪我をしたなど健康上に変わったことがあった場合、通院した場合には病名、症状等も合わせてお知らせください。保育中のお子さんの様子を見る上で、とても大切な情報となります。
- ⑦ 病気や怪我の後に登園される場合には医師に「保育園に通っていること」を話し、登園してもよいか医師へご相談ください。

3 健康管理について

身体測定	毎月
内科検診	年2回（5月・11月頃）
歯科検診	年1回（5、6月頃）
眼科検診	年1回（5、6月頃）



※受けることができない場合はかかりつけ医や囑託医受診して、報告してください。
検診で受診を勧められた場合は指示に従いましょう。

4 予防接種をうけられたお子さんの注意点

予防接種後による副反応に対して接種後の経過観察は極めて重要です。接種後は保育園への登園はお控えください。保育園降園後の接種をおすすめします。接種したワクチン名、接種をして異常がなかったかを担任までお知らせください。

5 下痢や嘔吐時の衣類の取り扱いについて

国立感染研究所のガイドラインや保健所の指導に従い、集団感染予防のため便や吐物が付着した衣類などは、そのままお返しすることになります。何卒、ご理解ご協力をお願いします。また下痢や嘔吐が治りきらず、体調が悪いまま登園すると集団感染の可能性が高まります。体調が回復し、通常の食事が摂取でき、便の状態も良くなってからの登園をお願いします。



6 感染症にかかった場合

速やかに保育園にご連絡ください。また、完治するまで十分にお休みいただき、回復し登園する際には‘登園届‘に記入して提出してください。

園内における感染の予防に、ご理解とご協力をお願いします。

※伝染性の病気については一覧表を参照してください

登園届の用紙は、本冊子巻末にもあります。コピーしてお使いください。

7 保育園での薬の取り扱いについて

原則として保育園では投薬は行いません。

薬の内服が必要な場合には、園生活時間外での投薬で済むよう主治医にご相談ください。

8 保育中のけがや事故など緊急の場合

日頃から事故防止や安全指導に努めておりますが、保育中にお子さんにけがや事故が発生した場合、保護者の方にご連絡し、対応等の確認をすることがあります。

また、医療機関を受診することもあります。（緊急や、連絡のつかない場合には、救急搬送等、保護者の方の確認無く、園の判断で受診いたします）。

その際、予め園にご提出頂いている「家庭調査書・緊急連絡先」を使用します。

内容に変更があった場合には、必ず保育園にお知らせください。

また、指定の医療機関がある場合、お子さんの体質で注意することなどもあらかじめお知らせください。ご協力をお願いします。

<感染症について>

感染症またはその疑いがある場合は医師の診察を受けて下さい。

医師により感染のおそれがなくなったと診断されてから登園して下さい。

その際、登園届を提出してください。

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症前日から発しん出現後 4 日	解熱後 3 日経過して
インフルエンザ	発症前日から発症後 3 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日して（乳幼児の場合）
新型コロナウイルス	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
風しん	発しん出現 7 日前から発症後 7 日	発しんが消失して
水痘（水ぼうそう）	発しん出現前 2 日からかさぶた形成まで	水痘がすべてかさぶたになって
流行性耳下腺炎（おたふくがぜ）	耳下腺腫脹前 3 日から腫脹後 4 日	耳下腺の腫れが出現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状出現後数日間	発熱、充血等の主な症状が消失後 2 日して
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等の症状出現後数日間	結膜炎の症状が消失して
百日咳	せきが出だしてから 3 週間	特有のせきが止まるか、または適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了するまで
溶連菌感染症	抗菌剤投与前と開始後 24 時間	抗菌剤投与後 1 ～ 2 日経って
手足口病	発症後数日間	発熱や口腔内の水疱などの影響がなく普段の食事が食べられて
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）	症状のある間と症状消失後 1 週間	嘔吐、下痢が治まりいつもの食事が食べられて
伝染性膿痂しん（とびひ）	治療開始後 24 時間経過するまで	浸出液が染み出ないように覆って
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前 1 週間	全身状態がよいこと
ヘルパンギーナ	発症数日（便には 1 か月）	発熱や口腔内の水疱などの影響がなく普段の食事が食べられて
マイコプラズマ肺炎	抗菌剤投与前と開始後 24 時間	発熱と激しいせきが治まって
突発性発しん	—	解熱して全身状態がよいこと
伝染性軟属腫（水いぼ）	不明	浸出液が染み出ないように覆って
アタマジラミ	産卵から最初の若虫がふ化するまで	駆除対策を開始して
腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。

令和 年 月 日

保 育 園 登 園 届

(提出先)
園 長

保護者氏名 _____

園児名 _____

生年月日 _____

このたび、下記の病状が回復し、医師から集団生活に支障がない状態と判断されましたので、令和 年 月 日より登園します。

病名	1 麻疹（はしか） 2 インフルエンザ 3 新型コロナウイルス 4 風しん 5 水痘（水ぼうそう） 6 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） 7 咽頭結膜熱（プール熱） 8 流行性角結膜炎 （はやり目）	9 百日咳 10 溶連菌感染症 11 手足口病 12 感染性胃腸炎 13 伝染性膿痂疹（とびひ） 14 ヘルパンギーナ 15 その他 （ ）
医療機関名		
欠席期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
治癒日	令和 年 月 日	

※保護者の方が記入してください。



令和6年4月作成

発行 川越市こども未来部保育課
E-mail hoiku@city.kawagoe.lg.jp